

# 東京都中央卸売市場における食育推進に資する人材の活用に関する要綱

平成19年7月27日

19中管総第669号

## (目的)

第1 この要綱は、東京都中央卸売市場において、生鮮食料品等の知識や流通に関する知識を有する人材の情報を集積し、広く都民へ提供することにより、都民が行う食育事業を支援し、都民の豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2 この要綱で「食育事業」とは、東京都内に所在する学校・幼稚園・保育所等の教育施設や児童福祉施設で実施する食育授業や、その他のものが都内で実施する食育活動をいう。なお、花きに関する普及啓発事業も含むものとする。

2 この要綱で「人材バンク」とは、卸売市場における業務及び生鮮食料品等流通の実務を通じて得た豊富な知識や経験を有する人材を食育事業に対する講師又は指導者として派遣することを前提に、その人材情報を集積し広く都民に提供する制度をいう。

3 この要綱で「いちば食育応援隊」とは、人材バンクに登録した個人又は団体をいう。

## (登録の要件)

第3 人材バンクに登録できるのは、次の各号の要件を満たしている者とする。ただし、要件を満たす者を多く抱える団体にあっては、個人登録に代えて団体として登録することを妨げない。

(1) 別表1に掲げる東京都内にある卸売市場の関係事業者が構成する団体(以下「団体」という。)に所属する者

(2) 次のいずれかの要件を備えた者

ア 食育事業に関する講師や指導者としての実績がある者

イ 東京都中央卸売市場が実施するいちば食育応援隊養成講習会を受講した者

## (人材バンクへの登録)

第4 人材バンクに登録を希望するときは、別記第1号様式又は別記第2号様式により、東京都中央卸売市場長(以下「市場長」という。)に登録の申込を行うものとする。

2 市場長は、前項の申込により人材バンクに登録したときは、別記第3号様式により申込者に通知するとともに、登録証(別記第4号様式)を交付するものとする。

## (いちば食育応援隊養成講習会の実施)

第5 市場長は、人材バンクへの登録を促進するため、いちば食育応援隊を養成する講習会(以下「講習会」という。)を実施するものとする。

(人材情報の公開)

第6 市場長は、いちば食育応援隊に関する次の各号の情報を、東京都中央卸売市場のホームページ及びその他の方法により公開するものとする。

- (1) 名称(団体の場合のみ)
- (2) 生年(団体の場合は「設立年」)
- (3) 性別(個人の場合のみ)
- (4) 住所(団体の場合は「所在地」。区市町村まで)
- (5) 所属団体等の名称(個人の場合のみ)
- (6) 所属団体等が主に関係する市場の名称
- (7) 該当業種(別表1の業種をいう。)
- (8) 該当部類(別表2の部類をいう。)
- (9) 食育事業に派遣される場合の専門分野
- (10) これまでの食育に関する主な活動実績
- (11) 食育事業に派遣される場合の条件

2 前項の情報を利用するものは、この要綱の目的に反する利用を行ってはならない。

(派遣の申請)

第7 いちば食育応援隊の派遣を希望するもの(以下「派遣申請者」という。 )は、別記第5号様式により、市場長に申請するものとする。

(審査)

第8 市場長は、第7の規定に基づく申請があったとき、次の各号に基づき審査するものとする。

(1) 対象団体

東京都内に所在する学校、幼稚園、保育施設、ボランティア団体、市民活動団体、自治組織、企業、区市町村及びこれらに準ずると市場長が認めるもの

(2) 対象事業

次の各要件に該当する事業であること

ア 食育の推進を図る事業であること

イ 10人以上を対象とする事業であること

ウ 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした事業でないこと

エ 東京都内で開催される事業であること

(3) 経費負担等

ア 実習等に伴う材料費等必要な経費は、派遣申請者の負担とする。

イ 会場及び必要な器材等の手配並びに費用負担は、派遣申請者の責任で行うものとする。

(派遣の可否)

- 第9 市場長は、派遣申請が適正であると認めるときは、派遣申請者の希望に沿ういちば食育応援隊が所属する団体又は本人と調整の上、別記第6号様式により派遣申請者に通知するものとする。
- 2 市場長は、第8に定める要件を満たしていないとき又は要件を満たしているが希望に沿ういちば食育応援隊がないときは、別記第7号様式により派遣申請者にいちば食育応援隊を派遣できない旨を通知するものとする。

(登録内容等の変更)

- 第10 いちば食育応援隊は、登録内容を変更及び追加しようとするときは、別記第8号様式により市場長に届け出るものとする。
- 2 市場長は、前項による届出を受けたときはその内容を確認のうえ、速やかに登録情報を更新するとともに、既に交付した登録証(別記第4号様式)の記載内容に変更が生じるときは再交付するものとする。

(登録の取消)

- 第11 市場長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消さなければならない。
- (1) 第3各号のいずれかの要件に適合しなくなったとき
  - (2) 登録者から取消の申し出があったとき
  - (3) その他、市場長が取り消すことが適当と認めるとき
- 2 市場長は、登録を取り消したときは、登録情報を削除するとともに、別記第9号様式により、そのいちば食育応援隊及び所属団体に通知するものとする。

(一般原則)

- 第12 市場長は、次の各号に従い、この要綱を適用しなければならない。
- (1) 取得した情報については、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)に基づき、適切な措置を講じなければならない。
  - (2) 企業の宣伝行為及び商品の販売促進を目的としたもの並びに当該事業により収益を目的としたものについては、本事業を適用してはならない。
  - (3) 政治的及び宗教的中立性を保持するよう十分に配慮しなければならない。
  - (4) 公正性、公平性及び情報の正確性の確保に努めなければならない。

(事務)

- 第13 この要綱に定める事務は、中央卸売市場管理部総務課において処理する。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則(平成19年7月27日19中管総第669号)  
この要綱は、平成19年8月3日から施行する。

別表1(第3、第6関係)

業種	内容
1 卸売業者	出荷者から販売委託された品物や買付集荷した品物を市場内卸売場において、卸売する者
2 仲卸業者	卸売業者が行う売買取引に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗で仕分けし、又は調製して販売する者
3 売買参加者	小売商や加工業者などのうち、卸売業者が行う卸売に仲卸業者と同じ立場で参加できる者
4 関連事業者	市場内の店舗その他の施設において、買出人を中心とする市場利用者を対象に、各種の業務を営む者
5 買出人	卸売業者から買い入れる資格を持たずに、仲卸業者から買い入れる者、すなわち、市場で買い入れた物品を再販売する小売商、食料品その他を生産し販売する加工業者及び飲食業者など

別表2(第6関係)

部類
1 水産
2 青果
3 食肉
4 花き
5 関連事業